

## 中世の「礼服御覧」と袞冕十二章

—— 天皇即位をめぐる儀礼と王権 ——

松 本 郁 代

はじめに

天皇即位にかかわる即位儀礼や大嘗祭は、天皇の王権を象徴する代表的な儀礼と考えられている。一方、中世では、天皇の即位儀礼によって新たに生み出された様々な問題がある。その大きな変化は、即位儀礼の場が大極殿から太政官庁に変わったこと<sup>①</sup>、儀礼中、天皇が修す即位灌頂の成立<sup>②</sup>、即位儀礼の際に撰関が登壇し丑寅の方向に待るなどの問題であり<sup>③</sup>、いずれも平安中末期に成立し中世に固定化したものである。これらの儀礼が登場した歴史的文脈については、国家における天皇の意義や当時の社会的背景に位置づけられ、分析されているものがあるが、総じて、天皇の即位儀礼が行われる当日に着目した場合の変化といえる。

しかし、天皇即位儀礼と王権の問題は、象徴化されやすい儀礼当日の儀礼行為のみに集約されているのではなく、むしろ、これらの儀礼が変化しつつ幕末の孝明天皇即位時まで堅持され続けた点に、中世王権の存在基盤が孕まれていると考えられ、その本質を構造的に読み解く必要があると思われる。その一つが「礼服御覧」の事例である。

平安時代中期以降、天皇が即位時に着す「礼服・礼冠」を「御覧」する行為そのものが儀礼の対象となった。礼服御覧については、正倉院に伝来する礼服御冠残欠を通じその概要を論じられた米田雄介氏による研究がある他<sup>④</sup>、中国衣服制と古代王権との関係を論じた武田佐知子氏の研

究などがある<sup>⑤</sup>。これらの研究によると、礼服御覧は、内蔵寮に納められていた礼服・礼冠の検分を行う行事である。これは、儀礼当日の一ヶ月前から数日前、天皇の場合は清涼殿昼御座で、幼帝の場合は撰関によって直廬で行われた。

儀礼としての「礼服御覧」の初見は、長元九年（一〇三六）七月四日、後朱雀天皇の即位儀礼の六日前に行われた記事である<sup>⑥</sup>。その後、幕末まで一部の天皇を除き同じ形式で礼服御覧が行われたと考えられている。特に、礼服や礼冠が、原形を失うほど破損した場合や、紛失した場合、正倉院に納められている礼服・礼冠が取り出され、参考にされたという。

礼服を「御覧」する意義の大半は、即位当日に天皇が着用するための準備であるが、儀礼次第が成立し、天皇や撰関までもが同席し「御覧」した点は、儀礼と王権との関係に影響を及ぼしたと考えられる。

この礼服は、日・星・月など十二の紋章が刺繍された袞冕十二章と称されているものであり、もともと中国皇帝が祭服として着用していたものを日本の天皇が採り入れたものである。

古代では、先進国であった中国の具体的な事物を独占的に輸入・継受することによって、支配層は、階級的優位を明示することに成功したとされるが<sup>⑦</sup>、武田氏は、かかる文脈に、身分標識にもなった古代王権と衣服の問題を取り込み、衣服の問題を表象の問題に留めることなく、社会

全体に身分の格差を可視的に公示し、身分を身分として成り立たせる契機となったと位置づけられている。

日本の天皇が、中国皇帝を頂点とする君臣関係を可視的に示していた袞冕十二章を着用し、朝廷における身分格差を視覚的に示した点は、中国皇帝と同様の機能を果たしているといえるが、袞冕十二章が中国に起源を持つ限り、日本の王権は冊封体制の延長線上にある。しかし、袞冕十二章をめぐる中国と日本の違いは、「礼服御覧」という儀礼が日本で成立した点である。これは、天皇をはじめとする政治権力者が、朝廷内において袞冕十二章の奈辺に価値を置き、どう活用していたかを示す事例として捉えることができるのであり、その後、いかにして定着したかを辿る意味でも有効と考えられる。

よって本稿では、これらの問題を踏まえ、袞冕十二章が日本で儀礼の対象となった過程と、礼服御覧における袞冕十二章の本質を追究し、特に天皇の日記を中心に読み解くことにより、王権と儀礼との構造関係进行分析していきたい。

## 第一章 袞冕十二章と王権

日本の衣服令は、唐の朝見・朝参の服の制度である儀制令を、「朝服」の規程として採用したものである。「朝服」の「朝」とは、場所としての「朝廷」を意味するため、日本における朝服は、官僚制的身分秩序を律し、朝廷という場において一元的に身分秩序を律する衣服として機能する意味があったとされている。武田氏によると、日本の衣服令は、中国のように全社会的なものとして構想されたものではなく、朝儀という個別具体的事象を対象を限定して制定されたものであり、官僚制的身分秩序を具体的かつ可視的にした点を主眼としたものであるという<sup>⑤</sup>。この

ように、従来、衣服の持つ歴史的意義とは、身分にもとづく職掌の把握や、着用することによって顕在化する社会的影響性といった観点から論じられていた。

貞観年間（八五九～八七六）に成立したと考えられている『儀式』巻第六「礼服制」には、「天皇袞冕・十二章・牙笏、皇后褙衣・皇太子袞冕・九章・牙笏」と規定されている<sup>⑥</sup>。この袞冕とは、中国皇帝の祭服を踏襲したものである。

そして、唐が滅亡した後も、中世日本では一部を除き中国唐制の影響を受け継いでいたが、天皇が即位儀礼において着用した礼服は、明らかに唐制と異なる衣服と身分秩序を形成していた。

そこでまず、唐の天子が着用していた礼服（祭服）について概観してみよう。『唐書』車服志には左のように規定されている（説明の必要上、内容を分割した）。

- ① 袞冕者、踐祚・饗廟・征還・遣将・飲至・加元服、納后・元日受朝賀、臨軒册拜王公之服也、広一尺二寸、長二尺四寸、金飾玉簪導、垂白珠十二旒、朱絲組帶為纓、色如綬、深青衣纁裳、
- ② 十二章、日・月・星辰・山・龍・華蟲・火・宗彝八章在衣、藻・粉米・黼・黻四章在裳、衣画、裳繡、以象天地之色也、自山、龍以下、每章一行為等、每行十二、衣、標領、画以升龍、白紗中单、黻領、青標、裾、黻繡、龍、山、火三章、烏加金飾、
- ③ 鷩冕者、有事遠主之服也、八旒、七章、華蟲・火・宗彝三章在衣、藻・粉米・黼・黻四章在裳、
- ④ 毳冕者、祭海岳之服也、七旒、五章、宗彝・藻・粉米在衣、黼・黻在裳、
- ⑤ 絺冕者、祭社稷、饗先農之服也、六旒、三章絺粉米在衣、黼・黻

在裳、

⑥ 玄冕者、蜡祭百神、朝日、夕月之服也、五旒、裳刺黼一章、自衮冕以下、其制一也、簪導、劍・佩、綬皆同、

①⑥は、天子の祭服についての規定である。①には、衮冕を着用する儀式や行事が示されている。史料によると、頭にかぶる冕冠は、板（広二尺二寸、長二尺四寸）から白珠十二旒が垂れて朱色の組み帯が冠の紐（＝纓）となっているものであり、衣の色は深青色で、裳は纁色である。また、②は皇帝の冕服である衮冕十二章の紋様について説明されている。この紋章のうち、日・月・星辰・山・龍・華蟲・火・宗彝の八章が衣に「画」かれ、藻・粉米・黼・黻の四章を裳に「繡」したもので、これらの意味は、「象天地之色」というものである。そして、袖と襟には昇龍を「画」き、内衣に白紗の単衣を着し、衣裳の上に龍・山・火の三種の紋章を刺繡した前垂れの膝掛け（黻）を掛け、金の装飾を施した鳥をはいていた。

天子の祭服のなかで最高祭服は、皮衣（＝裘）で作られた大裘冕であった。この祭服は、国家の大祭に限って用いられた。しかし、皮衣であったため衮冕十二章を付けられず、十二旒の冕旒もつけられておらず、黻に龍・火・山の三章がつけられていただけであった。従って、天子の郊祭には冕旒をつける次位の衮冕が着用されるようになったという。<sup>10)</sup>

②から⑥も天子の祭服であり、祭祀内容の違いによって鷩冕・鷩冕・絺冕・玄冕と規定されていた。<sup>11)</sup>これらは、同じ天子が着用する祭服であっても、紋章の数の増減によって衣服の等級が分けられていた。また、中国の位階表示は、旒や衣裳の紋章の数、綬の色で行われており、群臣百官の衣裳の色は、一品から五品まで全て衣が青色で裳が纁色であ

り、一品は九章の紋章を付していたという。<sup>12)</sup>

従って、中国の天子にとって衮冕十二章とは、紋章そのものではなく、紋章の数によって身分や祭祀・行事の格差を表示するものとなっている。『新唐書』車服志序文には、「上得兼下、下不得僭上」と上位の者が下位の衣服を兼用できるが、その逆はできないとある。このように、十二章の紋章が位階の差異化のために共有され、衮冕十二章は、視覚的にも十二章を頂点とする身分秩序を構築していたのである。

中国の天子と異なり、日本では天皇のみが衮冕十二章の着用を許されていた。中国のように、各身分に共通する紋章の増減が各身分の格差を決めていた場合、十二章が身分の上位であり一章が下位であると判断できる。しかし、日本では、紋章十二章のうち一章一章の紋章の差異が、身分の上下関係を明示するものとして成立せず、衣服の色が身分の格差を示していた。従って、天皇が着用した衮冕十二章の紋章は、唐の天子の祭服に付された紋章であるという、事実以上の意味を持たない。そのため、日本の天皇がその衮冕十二章を着用しても、その表象の内実は、何に対する「頂点」であるのか、或いはそのようなものは意味しないのか、不鮮明となる。

そこで考えてみたいのが、中国における衮冕十二章の意味と身分秩序との関係性である。『唐書』卷一九〇上、列傳第一四十一上、文苑上には、次のような説明がある。

謹按虞書曰、予欲觀古人之象、日・月・星辰・山・龍・華蟲作會・宗彝・藻・火・粉米・黼・黻・絺繡、由此言之、則其所從來者尚矣、日月星辰者、明光照下土也、山者、布散雲雨、象聖王大沢霑下也、龍者、變化無方、象聖王応時布教也、華蟲者雉也、身被五彩、象聖王躡兼文明也、宗彝者、武雉也、以剛猛制物、象聖王神武定乱

也、藻者、逐水上下、象聖王隨代而応也、火者、陶冶烹飪、象聖王至徳日新也、粉米者、人侍以生、象聖王為物之所頼也、黼能段割、象聖王臨事能決也、黻者、両己相背、象君臣可否相濟也、

右史料には『虞書』に曰くとして、袞冕十二章の意味が説明されている。すなわち、日・月・星辰は「明光照下土」、山は「布散雲雨、象聖王大沢霑下」、龍は「變化無方、象聖王応時布教」、華蟲は「身被五彩、象聖王体兼文明」、宗彝は「剛猛制物、象聖王神武定乱」、藻は「逐水上下、象聖王隋代而応」、火は「陶冶烹飪、象聖王至日新」、粉米は「人似侍似生、象聖王為物之所」、黼は「能断割、象聖王臨事能決」、黻は「両己相背、象君臣可否相濟」を意味するという。これらによると袞冕十二章とは、一つ一つの紋章の性質が「聖王」を象徴する要素としてあり、両者が不即不離な関係であることがみてとれる。

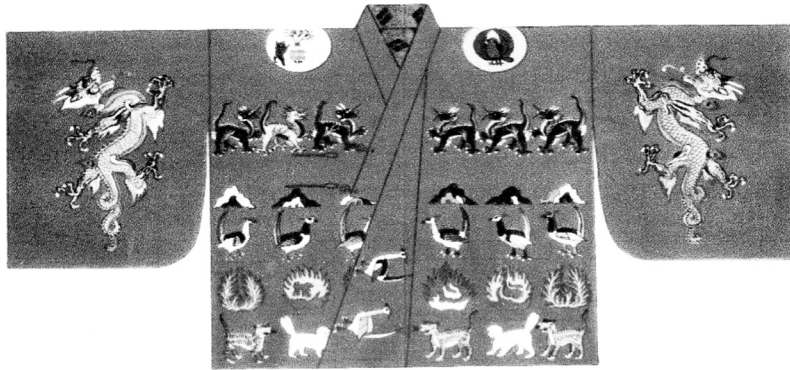
また、衣服における紋章の位置については、大業元年（六〇五）隋の煬帝に対し、内史侍郎であった虞世基が、北周以来、儀仗旗の紋章として用いられていた日・月を、皇帝の冕服の左右の肩に、星宿を後ろの衿の下に配すよう建議したことから、この配置になったという<sup>13</sup>。この日・月・星辰の配置は、「但天子譬、日徳在照臨、辰為帝位、月主正后、負此三物、合徳齋明、自古有之、理応無惑」と評され<sup>14</sup>、天子にとってこの日・月・星辰の紋章は絶対的要素となり、皇太子以下の袞冕には使用されなかつた<sup>15</sup>。そしてこの三物は、天子の祭服のうちでも袞冕十二章のみに描かれた紋章であつた。紋章のなかでも、他の身分による使用が許されない日・月・星辰の存在は、天子と密接な相関関係があつたといえる。更に、皇帝は、上帝から徳の備わつた天子として皇帝位を授けられる存在であつたことから、「聖王」の徳として十二章がその規範となり、全章の具備が必要とされたと考えられる。

左右の肩に日月、後ろ衿の下に星辰が配置される点は、【図1】に示したように日本の天皇の冕服にもそのまま反映されている。しかし、中国の皇帝と異なり、日本の天皇は即位の始めから身分秩序の頂点に位置していた存在である。従つて、唐における皇帝権力と權威を象徴した袞冕十二章の理念は、そのまま日本の天皇には当てはまらなかつたと考えられる。

中世日本においては、「中世神話」のなかで天皇に対する理念が拡大し、即位印明のなかに理念的世界が凝縮されることはあつても、王権の規範として十二章のなかに中世王権が収斂されることはなかつたのである。

従つて、天皇が袞冕十二章を着用したことの機能的意義とは、身分的格差を視覚的に明示した点にあるのではなく、着用することによつて現在の身分を明示できたという点にある。天皇にとつて袞冕十二章とは、儀礼で着用する点にこそ意味があつたのである。

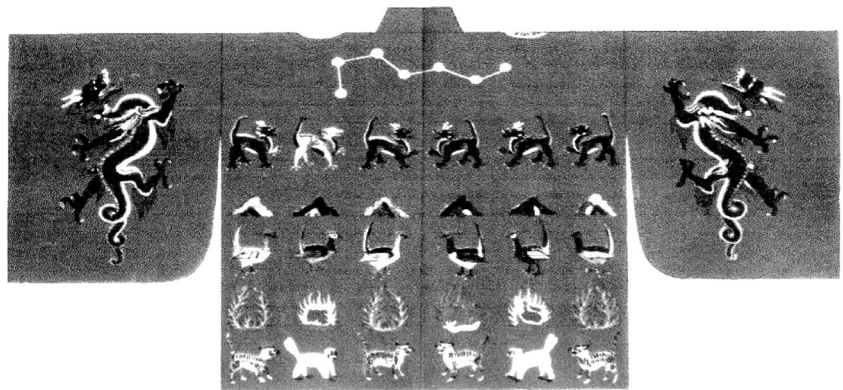




月 日  
 黄龍 黄龍  
 龍 龍 龍 龍  
 山 山 山 山  
 鳥 鳥 鳥 鳥  
 火 火 火 火  
 猿 猿 猿 猿  
 (鳥鳥)

②大袖 (後)

月 日  
 北斗七星  
 青龍 青龍  
 龍 龍 龍 龍  
 山 山 山 山  
 鳥 鳥 鳥 鳥  
 火 火 火 火  
 猿 猿 猿 猿

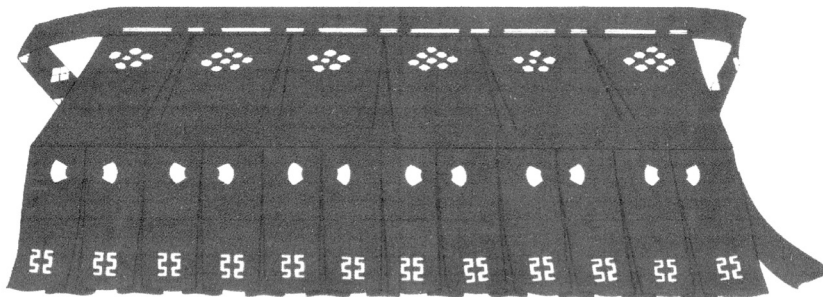


前後文様計 8 章

③御裳

藻・粉米  
 黼  
 黻

文様計 4 章



【図1】 袞冕十二章が描かれた大袖・裳

注：弘化4年（1874）孝明天皇即位時に着用された冕服である。本図は、天皇礼服のカラー図集である岩下巖『冕服圖帖』（芸艸堂、1907）より。図の内容を漢字で示した。①②のうち、鳥は華蟲（雉）、猿は宗彝（虎と猿の絵で、祭祀礼器を示している）、黼（斧形）、黻（己が相反した形）を意味する。この図以外にも、冕服等をカラーで図解している史料に『礼儀類典』（紅葉山文庫旧蔵本）、『御即位式図譜』、『弘化四年御即位諸礼式図』、『御即位礼服図』（神宮文庫所蔵本、本図は神宮文庫編『即位の礼と大嘗祭』国書刊行会、1990所収）、宮内庁書陵部『儀式関係史料』（平成16年10月25日～30日に行われた展示目録、No.31「礼服形」、2004）には、寛永20年（1643）後光明天皇即位時の礼服（九条家旧蔵）の雛形が掲載されている。実物が掲載されているものに『宮廷装束の美—江戸から明治へ—』（宮内庁三の丸尚蔵館展覧会図録No.22、2000）がある。掲載した本図の大袖は本物の冕服に最も忠実に描かれているが、御裳は、本来は上から藻・粉米・黼・黻と描かれているが、本図では、藻・粉米交互に描かれており、実物と少し相違している。

## 第二章 袞冕十二章と儀礼

## 第1節 「礼服御覽」について

袞冕十二章を初めて着用したのは、天平四年（七三二）正月に行われた、元旦の朝賀の儀に際しての聖武天皇であるといわれている。<sup>①</sup>元旦朝賀の儀は一条天皇の代である正暦四年（九九三）に行われて以後、廃絶した行事であるが、元旦朝賀の儀の次第そのものは、その後の即位儀礼のなかに継承されていた。<sup>②</sup>藤森健太郎氏は、朝賀の儀が即位儀礼に継承された時期を桓武天皇即位時とされている。<sup>③</sup>

従って、平安時代中期以降の天皇が袞冕十二章を着用したのは、即位儀礼の場に限られた。しかし、朝賀の儀が廃絶した一条天皇の次代、冕冠や袞冕十二章の検分などを行う「礼服御覽」という儀礼が成立した。「礼服御覽」については、特に正倉院に所蔵されている礼服との関連から、平安時代から江戸時代までを概覧されている米山雄介氏の論考があるため、本節では中世における袞冕十二章の捉えられ方に絞って、「礼服御覽」について論じたい。

現在、即位を控えた天皇が初めて礼服を「御覽」した時期は不明であるが、史料の初出は、三条天皇が即位した寛弘八年（一〇一一）九月八日とされている。<sup>④</sup>その後、即位前の天皇が礼服を「御覽」することが儀礼として成立したのは、長元九年（一〇三六）七月四日、後朱雀天皇の即位前に行われた「礼服御覽」であると指摘されている。<sup>⑤</sup>その記録は次の通りである（説明の必要上、史料に番号を付し適宜改行した）。

- ① 巳刻参殿、未斜令参内給、御共参入、依殿御消息宮中大夫能信参入、此日御覽礼服、御装束納御装束辛櫃二合、藏寮官人等并昇立

中世の「礼服御覽」と袞冕十二章

殿上前、主上於昼御座御覽之、凡有五具、

- ② 一具男御装束、御冠巾子、櫛仙人、三山、前後有櫛形、以羅立、有金筋、押鬘以金御巾子上方物、以羅為之、如折敷、有金筋、四面端立玉、有茎、其前後垂玉瓔珞、各十二流、所謂十二章也、其頂有日形像、向中有三足赤烏、以水精二枚令作、日形有光、大袖緋色綾、繡日月山火焰鳥龍虎猿、小袖同色無繡文、御裳同色、繡折枝、斧形、巴字等、

- ③ 一具童御装束、御冠下作如成人御冠、但無巾子、頂有日形、正面上向、右翼其可尋、以金玉飾之、但無十二章、御額立鳳形、正面開羽、大袖、小袖、裳色繡等同上、

- ④ 一具女帝御装束、御冠只有平巾子、無櫛形、押鬘上有三花形、以花枝形飾之、前有鳳形、小寄左立、若右方之落失敷、大袖、小袖、裙等皆白綾無繡文、小袖下縫付白羅、如男裳者也、（以下中略）西剋殿下令出給、予退出、

右の史料は、長元九年（一〇三六）七月四日、当時右大臣であった源師房（一〇一〇～七七）記の「長元礼服御覽」である。ごく簡略な記事であるが、礼服が入った唐（辛）櫃二合が内藏寮の官人によって殿上前に運ばれ、後朱雀天皇が清涼殿の中にある昼御座でこれらを「御覽」した旨が記されている。史料には引用しなかったが、唐櫃には五具（男御装束、童御装束、女帝御装束、皇后御装束、皇太子御装束）の礼服が納められていた。この内、天皇に関係する礼服の説明が②から④であった。

後朱雀天皇は幼帝ではなかったため、②の「男御装束」を着用することになるのだが、礼服の形状の他、大袖には「日月山火焰鳥龍虎猿」が繡され、小袖は「無繡」、「御裳」には、「折枝、斧形、巴字等」が繡されていると明記されている。前章で引用した『唐書』車服志②の十二章

や、【図1】の紋章と比較してもほぼ同様の袞冕十二章といえる。ただ、裳の繡として表現されている「折枝」とは、本来の「藻」と「粉米」にあたるが、これを師房が「折枝」と表現したのであろうか。

これらの内容は、礼服の袞冕十二章のデザインや形状についての説明であると共に、礼服の検分のポイント箇所が示されているといえる。

また、天皇が幼主であった場合、摂政が天皇に替って「礼服御覽」を行った。後朱雀天皇以降後三条天皇までは「男御装束」を着用していたが、院政期以降、幼主の即位が続くことになる。幼主が即位する場合、「礼服御覽」は摂政によって行われる。この史料上の初出は、嘉承二年（二〇七）十月二十二日、五歳で即位した鳥羽天皇の摂政であった藤原忠実（一〇七八～一一六二）記の「礼服御覽」である<sup>⑤</sup>。

忠実の直廬に内蔵寮から唐櫃二合と御冠篋二合が取り出され、忠実は「余仰願隆開封、修理権大夫為房取出之、大略了、各本如返納、童御装束并御冠等、取留給納殿、今夜修理を始也」と礼服を検分し、その晩に修理に出している。同年の閏十月三日には、「未時許於鬼間見御冠修理」と、清涼殿の鬼間で「御冠修理」を見ている。「礼服御覽」における鬼間の役割については、次節で論じる。

同月二十八日には「先是玉冠結総進之、余家二日来間調也、応徳度故殿調進給、依例余調之」と、故殿の藤原師実が、堀河天皇即位時の応徳三年（一〇八六）に「玉冠結総」を調進した例に倣い、忠実も調進したと記し、十一月三日、鬼間に置いていた唐櫃に礼服を入れ、天皇の許に持参し、同五日にその他の礼服を内蔵寮に返納したという旨が記されている。

右の史料は、摂政による「礼服御覽」が行われたごく初期のものであるため、詳細は不明であるが摂政の目で追った「礼服御覽」の記事といえよう。先に示した天皇出御の「礼服御覽」に比べると、摂政による

「御覽」は、礼服の検分が中心となっている。

以上、天皇と摂政による「礼服御覽」の初出史料を中心に分析を行った。「礼服御覽」に関する記述は、参加者の身分によって視点が異なり、「礼服御覽」が始められた初期の様子を示しているものである。よって中世以降の「礼服御覽」と多少様相を異にしている。

少し時代が飛ぶが、室町期の一条兼良（一四〇二～八二）が著した『代始和抄』御即位事には、「礼服御覽」の概要を次のように説明している<sup>⑥</sup>。

礼服御覽の事は、当日に天皇の着御し給ふべき袞冕十二章之御服を天覧ある事也、幼主の時は、摂政之直廬にして叙位以下のことをも取おこなふなり、袞と云は袞龍の文なり、冕と云は御冠の名也、十二章と云は日、月、星辰、山、龍、華蟲、宗彝、藻、火、粉米、黼、黻以上十二之文をおれる衣裳なり、但赤衣に日と月と星と龍とを大袖の繡にせられて、十二をこと／＼く文におさるにや、龍の首のまがれるによりて袞龍と云、袞は卷たる心なり、白綬と玉佩と二流あり、童牀の御時は、日形の天冠を着し給ふ、むかしは毎年正月一日の朝賀、御即位の日に替事なし、

一条兼良は、「礼服御覽」の目的を袞冕十二章の「天覧」とし、礼服の検分については触れていない。また、袞冕十二章の紋章を一つ一つ説明しているところから、「礼服御覽」のメインは礼服というより袞冕十二章の紋章にあったといえよう。

次節では、平安時代中期から室町期の間にあたる鎌倉時代の史料から、袞冕十二章の位置を確認してみたい。



## 第2節 礼服の「天覧」と検分

次に示す史料は、正応元年（一二八八）二月二十一日に行われた「礼服御覧」についての記事である。この記事は、伏見天皇自身が「礼服御覧」の様子を記したものである。従って、「礼服御覧」における天皇の行為を中心に、袞冕十二章の位置を確認したい。

今日礼服御覧也、為俊朝臣、兼仲等向内藏寮礼服倉、臨昏相具礼服參、即出昼御座、関白參着簀子円座、内大臣、右大将源通基卿、權大納言藤原信嗣卿、皇后宮權大夫公衡卿等着円座、次頼藤俊光持參御冠筥二合、置西間、次顯世、俊光等昇礼服辛櫃一合、置御冠宮東方、次為俊朝臣兼仲等昇今一合辛櫃、相並置之、正元先持參御辛櫃、次御冠宮云々、而今度先為御冠宮如何俊定朝臣開封、次第取出置蓋上、先御冠顯世持參、置昼御座前、次又御冠俊光持參、此間藏人等指脂燭候也、西方置相並、次開辛櫃、次第取出之、入蓋置御前、今一合同前、顯世參次第開蓋、各入黒、樂筥也覽了掩蓋、悉如元納之、次入内、公卿等退出、於鬼間内々委見之、関白信嗣、公衡等卿在之、一具撰留之、仁治正元等被用是之由信嗣卿申之、

御冠 不及殊破損、正元被修理之歟、

大袖 紫色也、有繡、日月七星等也、

小袖 同色也、無繡文、

牙御笏 入錦袋、

御鞆 白地錦一具

御鳥 赤皮、以金銅為飾、

綬 一具、

玉珮 二筋也、

已上入唐櫃一合、内々進置御所、自余等今夜即返納礼服倉、

すなわち、伏見天皇が昼御座に出御し、関白二条師忠以下の公卿が参列する中、冠筥二合が置かれ、唐櫃二合が並べ置かれた。この時、正元元年（一二五九）に行われた亀山天皇即位の際は、礼服の入った唐櫃が先に運ばれたが、今回は御冠の筥が先に運ばれたことに對し、疑問を挟んでいる。そして、蓋に入れられた冠と礼服が昼御座の前に置かれ「御覧」したという。

この日記には、二箇所「内々」という言葉が登場している。波線を引いた一つ目は、昼御座と同じ清涼殿内の空間である鬼間で、関白や一部の公卿と「内々委見之」という部分である。ここで行われた様子については、この後に他の記録から復元したい。そして、波線部の二つ目は、公卿が退出した後、最後に今回の即位儀礼で着用する礼服のリストを書き上げ、唐櫃一合に入れ、「内々進置御所」という部分であり、続いて、今回着用しない他の礼服は、今夜の内に内藏寮に返納したとある。この「内々」という表現から、通常は別の場所に置いていたことがわかる。この点については、次節で「礼服御覧次第」と比較する。

さて、この記録には、袞冕十二章についての細かな描写はないが、今回着用する礼服一具については、仁治三年（一二四二）に即位した後嵯峨天皇、正元元年（一二五九）に即位した亀山天皇が即位儀礼の時に着用したものであった旨が記されている。これは、新たに即位する天皇が、「礼服御覧」における礼服を通じ、先代天皇との連続性を意識する機会ともなっていたことを示唆する一文である。

また、伏見天皇の礼服御覧に参加した西園寺公衡は、儀礼後、再び「即執柄被候鬼間不敷座、」として参加し、「内々有出、玉冠・礼服委有



叡覽」の様子を長々と日記に書き記している。以下、長文になるがその様子を引用する。<sup>27)</sup>

凡御礼服有五具、一具男帝御装束、御冠巾子様不異凡人、<sup>三山</sup>前後有櫛形<sup>以羅立</sup>・押鬘<sup>以金</sup>、御巾子上置物、以羅為之、如打敷、有金筋、四面端立玉、有莖、其前後垂玉瓔珞十二疏、<sup>所謂十</sup>其頂<sup>少寄御</sup>有日形傍、日中有三足赤烏、以水精札作日形、<sup>赤烏鎊付之、但其色只金也。</sup>又有光、金、大袖<sup>緋色</sup>繡日・月・山・火焰・鳥・龍・虎・猿、小袖<sup>其色同</sup>無繡文、御裳<sup>色同</sup>繡折枝・斧形・己字等也、(中略)天子御笏一枚<sup>納赤地錦袋、入御笏袋、其頭方少細、但無曲折、綬有三、四具、以白絲織之、短綬相具之、加納玉佩箱内</sup>玉佩二流、<sup>入宮、長元記云、四流、云々、于現在二流、</sup>御沓二箱、赤革<sup>鼻中</sup>、四足、<sup>小此内有、赤地錦二足、白地錦一足、其内有大小、鼻有三形、</sup>又烏皮沓一足、<sup>鼻有三形、</sup>此外赤皮沓<sup>鼻長、大也、</sup>片足有之、<sup>古人伝云、弓前御襪一箱、赤地錦二足、白地錦一足、其内有大小、鼻有三形、皇太子礼冠圖一卷、有年号、忘却、</sup>

以上物等面々入黒漆小箱等、取整所納御辛櫃也、皆悉覽了後、今度可被用之物被撰出之、(抹消部は省略)

- 一、御冠<sup>子細石、仁治新調御冠也、玉少々落損之外無殊破損、乍入宮被留置之、於帝御冠者如元被返納之。</sup>
  - 一、大袖一領<sup>子細石、男帝御装束。</sup>
  - 一、小袖一領<sup>同。</sup>
  - 一、御裳一帖<sup>同。</sup>
  - 一、御牙笏<sup>乍入袋并箱被留之。</sup>
  - 一、御襪一足<sup>白地錦紫文、面三具之内被撰出、一足、是若正元御襪。</sup>
  - 一、御烏一足<sup>正元記云、赤皮、以金銅為飾云々、而今度被取出烏皮沓、黒色、大炊御門大納言所申行也。</sup>
  - 一、綬一筋<sup>相具短綬二筋、白絲織之。</sup>
  - 一、玉佩二流
- 以上納辛櫃一合<sup>面々入黒漆箱、取整所納辛櫃一合也、</sup>被留置之、<sup>今夜内々被置御所歟。</sup>
- 次自余物具等又整入一合、今夜即両弁相具<sup>御冠色一合同、被返納之。</sup>向礼服倉返納云々、此間大炊御門予等大出、于時丑剋也、窮屈無双、

右に引用した史料部分の直前に、公衡は昼御座で行われた「礼服御覧」の次第を記しているが、こちらは礼服と人の動きを中心に「次々、次々、次々」と、次第の流れを記録したものである。

これに対して、右に引用した史料には、袞冕十二章の一章一章の紋章についてや、今回着用する礼服の一覧が記されており、明らかに公衡の「御覧」を見る視点が、昼御座と異なっていることがわかる。これは、公衡が鬼間における天皇を「礼服委有叡覧」と表現していたことから、天皇自身も、鬼間では礼服御覧次第にこだわらない礼服の「御覧」を行っていたといえる。

従って、以上に引用した伏見天皇と公衡の日記の内容から、「礼服御覧」とは、昼御座で行われた「礼服御覧」と、その後、鬼間で行われた「内々」の「礼服御覧」の二つから成っていたことがわかる。つまり、前半の「礼服御覧」では、次第に即した「礼服御覧」が形式的に行われ、後半では細かな礼服の検分を兼ねた実質的な「御覧」が行われていたといえる。これは、「礼服御覧」が同じ清涼殿の別室で二段階に分けて行われていた点がわかると同時に、儀礼としての「礼服御覧」がかなり形式化していたことが窺われる。この鬼間での「礼服御覧」は、正応元年(一二五九)二月二十一日に行われた龜山天皇の「礼服御覧」の時にも行われていた。<sup>28)</sup>

また、公衡が鬼間での「御覧」に参加したのは、藏人大輔の顕世から「暫可祇候之由」を「伝仰」されたためであったことから、鬼間での「御覧」実施の有無が、伏見天皇の意志によっていたことがわかる。従って、幼帝の場合に摂政が直廬で天皇に代わって行う「礼服御覧」では、鬼間での「御覧」は行われなかったといえる。前節で「礼服御覧」後、「御冠修理」を鬼間で見たという記録とあわせると、鬼間は、礼服を儀礼外で扱う場として機能していたと考えられる。摂政による「礼服御覧」

については次節で説明したい。

更に、公衡が日記に記した「御冠巾子様不異凡人」という部分の頭書に、「男帝御冠古物破損之間、仁治故入道太政大臣殿被調進之、今所被取出之御冠即件御冠也」とあり、御冠が公衡曾祖父の実氏によって調進されたものであると記している。また、公衡自身、即位の儀を終えた翌日、「予所着之礼服新調、依召進仙洞、又進禁裏、美麗之由有御返事等、悉納管底了」と、新調した自分の礼服を天皇と後深草上皇の「御覧」に供している。

関東申次であり、天皇の外戚となっていた西園寺家の権勢が、政治権力だけではなく天皇の即位儀礼にまで食い込んでいたことがわかる。また、視覚的に権勢を顕示できる要素の強い「礼服」が、相互に「御覧」する対象として成立していたことがわかる。

しかし、時代が経つにつれ「礼服御覧」における「御覧」の行事にも変化が訪れる。次節では十二章の価値が崩壊した史料から確認しよう。

### 第3節 江戸時代の「礼服御覧」

江戸時代において、「礼服御覧」を行った形跡がみられない天皇は、後陽成天皇・後水尾天皇・明正天皇である。米山雄介氏はこの点について、踐祚から即位までの期間が短かったため、省略されたのではないかとされている<sup>④</sup>。しかし、江戸時代の袞冕十二章に対する認識については、次に示す『言成卿記』弘化三年（一八四六）十月三日の記述から窺うことができる<sup>⑤</sup>。

殿下家公へ被尋仰曰、靈元院御礼服、十二章紋、悉放有之、何此ヨリ放損哉云云、家公被答云、勿論文化十四年御礼服御覧之節、最早

無之、安永度ニモ御覧ニ被用趣、自其節モ御紋無之旨從祖父忠言卿、令伝承給之条被仰上云云、

この記事は、関白鷹司政通が山科言知に礼服について尋ねているものである。具体的には、寛文三年（二六六三）に靈元天皇が着用した礼服の袞冕十二章が「悉放」した状態であり、それはいつから「放損」の状態であったのか、というものである。これに対し、言知は、現天皇であり、文化十四年（一八一七）に即位した仁孝天皇の時も「最早無之」の状態であり、その先代にあたる安永九年（一七八〇）に即位した光格天皇の代も、「御紋無之旨」を祖父忠言から「伝承」していたという。

靈元天皇は寛文三年に即位しているため、この記事は、その後二百年ほど経てからのことになる。靈元天皇は即位当時、幼帝であったため、「礼服御覧」は摂政の二条光平が行っている。その後、摂政による「礼服御覧」は、東山天皇、桜町天皇、後桜町天皇とあり、何れも幼帝であるため、礼服は「童御装束」を着用していた。

次に即位を控えた孝明天皇は、通常の「男御装束」でよかつたのだが、この日記の記述を読む限りでは、その間の礼服の状態が不明であるため、恐らく、「男御装束」と「童御装束」の区別もなくなり、既にその何代か前の天皇から、礼服の袞冕十二章の価値が「御紋無」というものに百八十度変わっていたことがわかる。

弘化四年九月二十三日に即位を控えた八月二十六日条には、「参内、御礼服調進」として、御大袖、御小袖、御裳、御玉佩二旒、御綬、御烏皮鳥、錦御襪一足を新調したと記してある。この時に新たに作られた礼服の図が【図1】である。

特に、江戸時代の「礼服御覧」については、その年の「礼服御覧次第」の存在から判明する。その次節を概観してみよう。

次に示すのは、貞享四年（一六八七）東山天皇が即位した際に摂政であつた、一条冬経作進の「礼服御覽次第」である。<sup>③</sup>

礼服御覽次第

先五位藏人二人向内藏寮、取出御礼服辛櫃及御冠筥二合、御冠筥二合内、内藏寮下部紅着退侍之刻、門内内藏助等、着衣冠持之、御辛櫃二合内藏寮下部紅着退昇之、

行列

前掃二人、内藏儀、稱警蹕

次御冠筥、

次辛櫃、

内藏以下一員相従、

剋限昇辛櫃立直廬、

簀子

次摂政着座、東面出自座後之廳中、四位殿上人發願

次公卿着座、大中納言北上面、參議東上面

若逮昏庭中供掌燈、

主殿官人立明、

次五位藏人袖懸二人各持參

御冠筥並置直廬北面第一間、長押上

次藏人裾懸二人昇御辛櫃

一合立北第二間、

次藏人二人又昇一合、

辛櫃立第三間、

次藏人頭參進開辛櫃、

★ 封及蓋置御礼服装於摂政座前之仰蓋置

藏人頭随取出、五位藏人持參置之、

次又開一合封及蓋置、

★ 御礼服装於摂政座前、作法如初

次開御冠筥仰蓋居筥上置御冠、

次藏人頭読申目錄、

★ 次撰出今度可被用之御礼服納辛櫃一合、御冠一合、同相具

藏人書目錄同入加辛櫃、

★ 次所残之御礼服等入、

今一合之辛櫃藏人頭付封仰本役人令昇出之立置簀子、御冠筥同前

★ 次今度可被用御礼服之辛櫃令昇出之納納殿、

次摂政起座、入座後之廳中、上四位發願

納言動座參議退座蹲踞、

次公卿退出、

次五位藏人相具御冠筥辛櫃向内藏寮返納之、

内藏助以下相従如初、

この次第は一条冬経作進の次第であるが、この他、京都大学付属図書館所蔵平松文庫には二条光平、近衛家久が作進した『礼服御覽次第』も残されており、ほぼ同様の内容である。次第は、内藏寮から礼服を取り出し返納するまでが対象となっている。

ここで注目したいのが、礼服の取り扱い方である。史料中に★を付した行は、礼服が登場する箇所である。以下、その内容をまとめると次のようになる。

・ 藏人助が礼服を摂政座の前に持参する。

・ 今度即位する天皇が着用する童帝御装束を撰び、この礼服を唐櫃に納める。



・その他の礼服を別の唐櫃に納め、蔵人頭が封をする。  
 ・今度即位儀礼で用いる礼服の唐櫃を担ぎ、納殿に納める。

これらは、昼御座で行われた中世の「礼服御覧」と同じ礼服の動きである。次第から礼服や人の移動を捉えることはできるが、礼服の検分や「御覧」に関する具体的な次第までは記載されていない。

第二節で論じたように、昼御座では次第に即した「礼服御覧」が行われ、鬼間で「内々」の「御覧」が成立していたが、撰関による「礼服御覧」では、鬼間に相当する場や「内々」にあたる「御覧」は存在していない。

右に示した次第は、寛文三年（一六六三）の靈元天皇即位以後のものであり、既に、袞冕十二章が「放損」の状態となる過程におかれていた。また、靈元天皇以降、桜町天皇を除く光格天皇まで、撰政による「礼服御覧」が行われていた。従って、撰政がこの次第に即して行ったと考えられる「礼服御覧」は、もはや本質的な目的を失っていたといえる。

慶長二〇年（一六一五）に江戸幕府が發布した「禁中并公家中諸法度」には、即位儀礼に着用する礼服について、前代と変わることなく「天子礼服、大袖・小袖・裳・御紋十二章、諸臣礼服各別」と規定されており、袞冕十二章は「御紋」と表現されていた。よって、幕府が礼服の袞冕十二章を軽視又は禁止していたとは考えられない。

袞冕十二章の礼服が着用されていた時代の中でも、中世における袞冕十二章の歴史的な位置づけを行うために、本題の中世を迂回してしまったが、引用した「礼服御覧次第」は、靈元天皇以降、袞冕十二章が、形式的な儀礼に優先されていた過程を示唆する史料として捉えることができる。

記録上の制限もあるが、第二節で挙げた史料からも「礼服御覧」が儀礼として形式的にも実質的にも行われたのは、鎌倉時代後期であったと

考えられる。この辺の背景については、次章で論じたい。

### 第三章 袞冕十二章と中世王権

#### 第1節 袞冕十二章の「御覧」

「礼服御覧」は、即位儀礼で天皇が着用する礼服を準備するための儀礼である。この儀礼には、天皇以下公卿が参列し、礼服の確認を行い、即位当日までに補修などを済ませ、当日に間に合わせるといふ手順で行われる。この儀礼は、次第上、即位する天皇と撰関が主体となって遂行された。

しかし、鎌倉時代中末期、「礼服御覧」の儀礼には参列しないが、上皇が冕服を「御覧」するケースがでてきた。これは、即位儀礼の下準備的に行われた「礼服御覧」の目的とは異なり、「礼服」に対する特別な立場の者が現れたことを意味する。

その原初となる史料は、正元元年（一二五九）十二月五日に行われた龜山天皇の「礼服御覧」の際、関白であった鷹司兼平の日記『照念院関白記』である。同記には、「今日御即位礼服御覧也、仍未刻許着直衣、先参一院、次参新院、次参内、左中弁光国朝臣、右少弁忠方等向内藏寮、礼服藏迎御礼服并御冠、秉燭之程持参之、内藏寮着御奉之無沙汰」と記され、内藏寮に藏されている礼服を取り出すための行事と考えられる「礼服藏迎」に、本院の後嵯峨院と新院となった後深草院が揃って参加していた、というものである。その後も、院が「礼服御覧」に積極的に参加する姿を史料に見出すことができる。

次に示す史料は、本院となった後の後深草院が書いた日記である。正応元年（一二八八）二月二十一日、伏見天皇の「礼服御覧」が行われた

後、三月十五日に即位儀礼が行われるまで、本院がどのようにして礼服に關係したかを示す記事である。

①二月二十七日条

廿七日、自禁裏、以頭世給玉冠可加修理乎否、可許由被仰之、召寄見之、被納赤漆、非朱漆薄塗也、八角筥、角黒高二尺許、付赤緒、披見之处、納物玉冠一頭殊無破損、是仁治入道相國加修理歟、正元同被用此御冠歟、被居台、

件台龜甲形神鏡、其上十文字打木、其中中央立柱二、上有御形物入之御冠中、


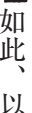
其板裏有文云、

貞觀六年十二月十五日、自始玉冠更改作、

七年元日料工右近衛錦錢磨、

如此二行書之、又玉冠繪図一枚在之、佐保朝廷礼冠図云々、是聖武御宇歟、件図今所在冠無殊相違、又普通透額冠巾子与額被放二頭被入之、若是寛元正元等玉冠下被用御冠歟、覽了返献之、殊無破損、雖不可修理、有何事哉之由申之、

②三月三日条

三日、今朝掌侍典子令持御礼服唐櫃參、内々披見之、杉唐櫃中有塗筥四合、一合黒漆方筥、大袖小袖裳等納之、大袖色赤有繡、左肩日形、中有三、右肩月形、其下後方北斗七星、其下一巡龍形、長四五寸許、其下山形、其下鳥形、其下火炎形、其下虎猿等形、袖兩方表龍形各一、各一巡並縫之、紫裏小袖無繡、裳紅衣上下二巡有繡、其形上下如此、以白緑糸縫之、一合細長筥、以銀伏魚水等文納玉佩二綬一在頭、玉佩之躰美麗殊勝、更不可謂、綬白色、一合笏筥、牙笏上下共方也、納赤地錦袋、一合方小筥御標一足、如高麗、地白翠文納物已上如此、見了返納、即返送之、

③三月十四日条

十四日、覽行事所被調礼服、並細工所造進玉冠等、

①二月二十七日条の記事は、「礼服御覽」が行われた後、後深草院に冠の修理についての可否が求められた際のものである。これによると、貞觀六年（八六四）以来、冠は修理を重ねながら使用し続けられていたという。②三月三日条の記事には、後深草院が「内々披見之」として、仙洞にて礼服の大袖・小袖、玉佩、牙笏、標一足が入った唐櫃ごと持参させ、袞冕十二章の説明を書き記している。そして、玉佩を「美麗殊勝、更不可謂」と評している。③には、礼服一式が、即位儀礼前日の十四日に整えられ、玉冠も造進された旨が本院の後深草院に報告されている。伏見天皇も当日の「礼服御覽」や即位儀礼について日記に残しており、この点は、第二章第二節で史料を引用し説明した。

また、後深草院は永仁六年（一二九八）十月四日、後伏見天皇の「礼服御覽」が摂政の直廬で行われた三日後の七日に「申出礼服於内裏、加一見返進之、是童帝礼服、寛元朕所着也、左右方有日月、胸龍形後方北斗七星、前後々々山形等々有之」と、内裏にて礼服に「加一見」ている。この時、後伏見天皇は幼帝であり、当日着用する礼服は「童帝御装束」であった。この礼服は、幼帝として即位した後深草天皇の礼服と同じものであったためであろう、「寛元朕所着也」と、懐古の念を抱きつつ袞冕十二章を眺めている様子が窺える。天皇や院による礼服に対するこのような感慨の表れは、伏見天皇も「仁治正元等被用是」と記していることから、礼服が、先代の天皇やかつて天皇として即位した自らを意識する、通路的な役割を担っていたと考えられる。

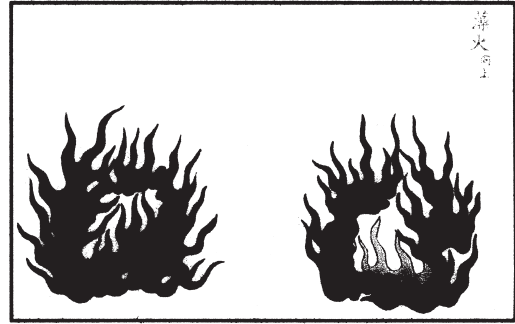
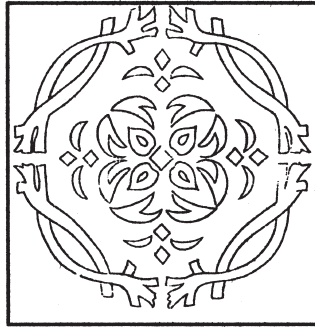
翻って鑑みるに、「礼服御覽」とは、即位に先立ち先代の天皇を意識する場面ともなり、それが代々の「礼服御覽」に構造化され、院の「御覽」をも招いたように思われる。



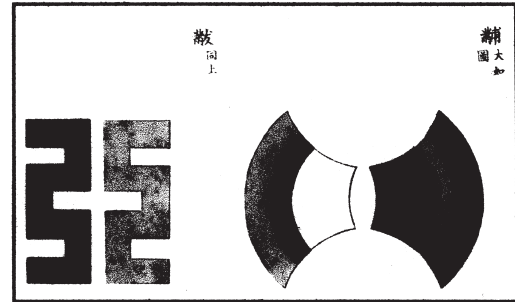
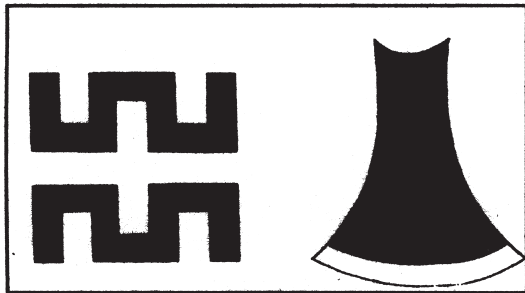


『後伏見天皇御記』より

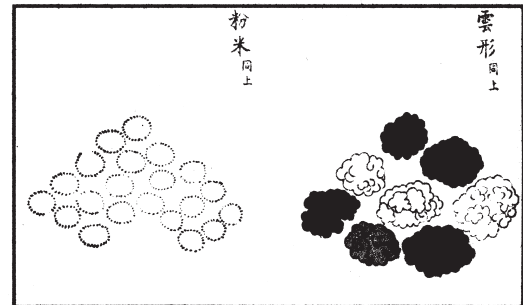
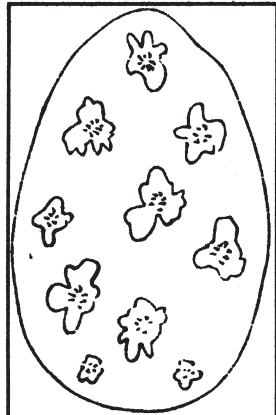
『冕服圖帖』より



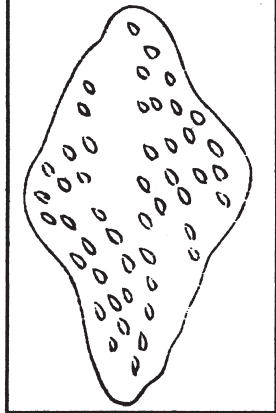
藻火



黻・黼



粉米・藻（雲形）



【図2】後伏見院が描いた袞冕十二章

注：①『後伏見天皇御記』記載の図は（『歴代宸記』増補史料大成所収延慶元年十月二十日条の「御即位部類」326～328頁）より。天地は同史料に掲載されているままであるが、順番は始めに藻火、粉米・藻（雲形）、黼・黻の順で掲載されている。

②『冕服圖帖』上は【図1】で使用したものと同様の資料より。各図に示した藻火や黻・黼や粉米・藻については、右に示した『冕服圖帖』を参照しながら名称を示した。

③『後伏見天皇御記』には、藻火や黻・黼についての説明は「如批」以外に特に説明されていないが、粉米・藻（雲形）については、「大概如批、裳紅衣上下四巡有繡、其形」として、裳の衣に上から藻（雲形）、その下に粉米の刺繡が四巡していたと説明してある。この説明は【図1】で挙げた「③裳」の図と異なるが、【図1】注で説明したように、孝明天皇が着用した冕服の裳も、後伏見院が説明している通りの文様であり（刺繡の部分は貼り付けてある）、江戸時代末期でも同様の袞冕十二章が着用されていたと考えられる。

④この礼服は江戸時代末期の孝明天皇即位を最後に着用されなくなった。

した本人の立場が史料に反映されたものと考えられる。また、院となっても、新たに即位する天皇の礼服を「御覧」することによって得られる、狭い範囲での王権の自覚も読みとることができると考えられる。

以上は、後深草院と後伏見院の日記に、礼服に関する記事が残っていたため判明したものである。しかし、様々な身分の立場から記された「礼服御覧」に関する記録は、鎌倉時代の中でも特に両統迭立期に集中しているといえる。この時期は、王統の分立によって、王権の正統性が宗教界を巻き込みながら展開していく時期でもある。また、即位儀礼において長い間秘説とされてきた即位灌頂の動向もこの中に位置づけることができる。

次節では、即位灌頂と礼服の関係について考察したい。

## 第2節 礼服と即位灌頂

時代は江戸時代になるが、中世になって新たに即位儀礼に加わったとされる即位灌頂と礼服との関係を示す次のような史料がある。即位灌頂とは、即位儀礼の場で天皇が両手で印を結び、明を唱える儀式である。

廿三日、即位習礼之間、参于内裏、主上着御服之間、■撰政并左大臣等令言談、主上出御之間空手也、被置空手之処何方之由尋問之、撰政云、如尋常云々、仍而仰云、寛文度之儀、依幼少雖不慥、合左右之袖而捧胸歎之由覚悟之旨、談之、撰政云、礼服之時之儀不慥不知之云々、左府云、此義慥雖不知之、礼服者為唐制之間、院宣之趣適中歎衣冠云々、此儀○（出於後房而、于高御座■其路間）口唱真言也、合左右之袖捧胸事也、撰政・左府共以不被知此儀、然者灌頂之

義相伝無覚束者乎、

（『靈元院宸記』貞享四年四月二十日条<sup>⑧</sup>）

この記録は、貞享四年（二六八七）東山天皇即位の習礼に際してのものであり、次のような内容が記されている。すなわち、撰政と左大臣が、礼服を着用し天皇が出御した際、何もしていない天皇の「空手」を何処に置くかを問答していた。この時、幼少で即位礼を経験した靈元院は、「不慥」としながらも、「合左右之袖而捧胸歎」と談じた。また、撰政は、「礼服之時之儀慥不知之」と、「礼服之時之儀」は知らないとした。また、左大臣も同様に作法を知らないとしながらも「礼服者為唐制之間、院宣之趣適中歎」と、礼服が唐制によるものであるから、靈元院が談じたことが「適中」ではないか、としている。そして、靈元院は、即位灌頂として印明を結び、真言を唱えるのは、左右の両袖を胸の前に捧げて行うことであると書き記している。

更に、撰政と左大臣が相伝している即位灌頂に関する知識に対し、靈元院は不快感を抱いたという。時の撰政は一条冬経、左大臣は近衛基熙である。その後、靈元院は、撰閔家のうちでも二条家が慣例としていた即位灌頂の印明伝授を、逆に靈元院から二条綱平に相伝する案を提起している。この記事の背景については、橋本政宣氏による詳しい研究があるのでそちらを参照されたい。<sup>⑨</sup>

この史料で注目したいのは、「礼服之時之儀」すなわち、礼服を着用した天皇の作法についてである。撰政や大臣の知り得ない情報を、かつて天皇として即位を経験した院が体験として握っていた点である。

つまり、「礼服之時之儀」の細かな動きは、撰閔・大臣家の家伝にはなく、即位を経験した王統のものであった、ということを意味している。そして、平安時代から有職故実を伝承している家が、「礼服者為唐制之

間」と、礼服を「唐制」のものとして故実と切り離して捉えている点である。摂政・大臣は、「礼服之時之儀」を知らない理由として「礼服」の「唐制」を引き合いに出しているが、実際に「唐制」を引き継いでいるのは、袞冕十二章の「礼服」であり、「礼服之時之儀」を行う天皇ではない。しかし、江戸時代になっても公家間の認識として、「唐制」による「礼服」の概念が残っており、明らかに「唐制」を引き継いだ礼服である袞冕十二章は、他の故実と区別される存在であったことがわかる。

従って、即位儀礼の場では、即位灌頂を行う際の「礼服之時之儀」までは、故実の対象になつておらず、また、袞冕十二章が繡された冕服は、内蔵寮の管理の対象として存在していたが、摂関家による故実の対象からは外れた存在であったと考えられる。

ところで、天皇が即位儀礼において即位灌頂を行った旨を、自ら書き記した史料上初の天皇は、伏見天皇である。時に、二十二歳。即位二日前の日記には「今夜、関白令申即位之時秘印等事等、委令伝受了、尤規模事歟」（正応元年三月十三日条）と記し、当日の日記には、「自後房入正庁之間結印誦真言」と、行う場と具体的な動作を書き記している。また、当時権大納言で関東申次であった西園寺公衡の同日条の日記には、「又去御即位時、関白申秘事、此事他家不存知之由被申之、着座高御座之時有印像云々、前殿云、此事今度十楽院僧正玄和讒執柄、々々又授申主上之由聞也、此事後三条院御時、清尊法印<sup>（註）</sup>授申之、其後時々有此事、真言師秘事歟、強非執柄事秘事哉之由有平語之氣、且東寺流尤可存知事歟云々、道耀僧正<sup>（東寺前長老、大僧正、後此事云々）</sup>語云、此事自内裏有御尋、即注進所存了、金輪王鉢金剛界大日印像<sup>（着御高御座之、後此事云々）</sup>云々」と、伏見天皇即位時を「去即位」とし、関白二条師忠印明伝授による即位灌頂の実修が記されている。更に、後三条天皇に護持僧の成尊がこれを受けた後、時々即位印明が授けられ

たと説明している。この記事には、即位の儀当日の高御座で天皇が即位灌頂を実修したとは記されていないため、後三条天皇への伝授は、別の機会に行われたとも解釈できる。

何れも、これらの記事によって、伏見天皇以降、確実に即位灌頂が行われたという認識が成立していたことが判明する。

従って、冒頭史料のような実践的な問題が出来るのは当然であるが、議論される時期が遅い観は否めない。しかし、この問題は礼服の作法というより、少なくとも天皇が両手で持つ牙笏のタイミングに関わつた問題でもあった。というのも、牙笏を握つたままでは印を結ぶべき両手がふさがつてしまい、結ばなくなつてしまうからである。

牙笏と礼服の関係については、「天子袞冕・牙笏」（『儀式』礼服制）や「天皇服袞冕十二旒、御把笏」（『西宮記』第二卷（臨時三）装束）と規定されていたように、袞冕と牙笏が必ずセットになっていた。即位儀礼の中で天皇が礼服を着用する場合は、建礼門から大極殿へ出御した後の大極殿後房であり、太政官庁で即位する場合は、太政官庁後房（太政官庁北後房方屋）である。礼服の着用については、『北山抄』巻第五・即位事の「着礼服次第」に着用の順序が記されている。それによると牙笏は、烏皮烏を着す前に「次取牙笏」という次第があり、着次第の過程で既に牙笏も手に握っていた。<sup>④</sup>次第通りにいけば、牙笏を握つたまま、大極殿や太政官庁に出御し、高御座で「天皇端笏、<sup>（御笏）</sup>南面」し、「宸儀初見」となる。

従って、本来は、天皇が礼服を着用すると同時に天皇が笏をずっと握っていた。しかし、天皇が即位印明を結ぶのは、礼服に着替えた後であり、笏によって両手がふさがっていたら、印を結ぶことができなくなってしまう。この点が儀礼の中でどう解決されていたのか。

即位儀礼において即位印明を行うのは、橋本政宣氏によって、天皇が



高御座に着座してからの間であると指摘されている。<sup>④</sup>  
 天皇が即位儀礼において即位灌頂を行う様子を直接披見して書かれた史料はなかなか存在しないが、『お湯殿の上の日記』天文五年（二五三六）二月二十六日条には、即位儀礼の際に行われた後奈良天皇の即位灌頂の前段階の様子と笏との関係がよく記されているため、次に引用する。

御（即位）しよく（清涼殿）あり、（中略）せ（清涼殿）いりやうてんこうはうにさためられて、御（礼服）らいふくめさせおはします、御（印明）ふく藤さいしやう、御（紫宸殿）まへ御（印明）ふくなかつな、御（印明）てうつのやくお、いの御（印明）かと、御（印明）てなかつ頭（印明）弁（印明）なり、その、ちくわん（印明）はくみんみやうさつけまいらせらる、つねの御（印明）所（印明）よりは下のはかまはかりめしてこうはうへなる、し、てん（印明）へしゆつきよなる、（中略）かう御（印明）さへなりてのち、又いんみやうともさつけ申（印明）さる、その、ち御（印明）しやく頭（印明）弁（印明）くわんはく（印明）にまいりてまいらる、（中略）はて、はしめのことく又御（印明）しやくくわんはく（印明）とりまいらせられて、頭（印明）弁（印明）にいたさる、（以下略）、

波線に示した部分に、即位印明と笏が渡されるタイムシグが記されている。これによると、天皇は、礼服を着用した後に関白から即位印明を伝授され、紫宸殿へ向かい、高御座へ登った後に「又いんみやうともさつけ申さる、」とある。これは、橋本政宣氏の論考からも天皇が高御座で即位灌頂を行ったと解釈してよいと考えられる。<sup>⑤</sup>そして笏を頭弁から関白に、関白から天皇に渡され、儀礼が終り、「はしめのことく」笏が天皇から関白、関白から頭弁に「とりまいらせられ」た、とある。それでは、中世の即位儀礼における笏は、どうなっていたのか。以下で確認してみよう。

大江匡房記『後三条院御即位記』には、「又三条院即位時、自小安殿端笏歩行云々、今度不然、主上此間結手、如大日如来印持拳印」と、主上である後三条天皇があえて笏を端（た）さずに歩いていった旨が記されている。治暦四年（一〇六八）に後三条天皇が即位灌頂を実修したという説は、この史料を根拠に論じられているのである。<sup>⑥</sup>

その後、保元三年（一一五八）二条天皇、保元三年（一一五八）六条天皇、承元四年（一二一〇）に順徳天皇が即位した際の史料には、「御高御座御」した後、「御笏筥」を持っていた頭弁から関白が「令取献御笏」と記されており、高御座に登壇した後に関白から天皇に笏が渡されていることが判明する。<sup>⑦</sup>また、治承四年（一一八〇）、二歳の幼帝安德天皇が即位した際は、摂政が天皇を抱え高御座に登壇させた後、褰帳の時、良に座した摂政が御冠と御笏を「令進帳中給」と、幼帝のいる「帳中」に笏を進めたという記事もある。しかし、幼帝の場合、必ずしも笏が天皇に渡されたわけではない。<sup>⑧</sup>

九条道家の日記『玉蘂』承元四年（一二一〇）順徳天皇即位の記事から、笏の動きを少し概観してみよう。

天皇渡御高御座、（中略）始自御所至高御座後階下供蒔道（中略）、御前命婦左右各一人前行、其次内侍二人（中略）、次主上、関白候御後、頭弁持笏相従（入置堂）、御前命婦留立高御座後階左右男柱下、両内侍昇自後階、候帳外壇上、天皇昇自同階、著御高御座上、南面、頭中將褰高御座後幄、内侍置劔於御座左方（中略）、以璽置劔内方了、内侍退下、関白取御笏、伝献之、候御後、行事御前命婦引帰、御沓置後階第一級上、（中略）次令褰御帳鼓了（中略）、次執翳女孺取倚立座傍壁之翳、（中略）天皇端笏、南面給、（中略）于時宸儀初見、（中略）次天皇還御後房、関白參進御帳下、取御笏返御、頭弁退下、

劔璽内侍取之退下、次主上著御查還御、(以下略)

右の史料の波線部が笏の動きを示すところである。まず天皇が高御座に登壇し、続いて関白が進み、その後に関白が笏の入った箱を持ち従っている。これは、本来天皇が握っていた笏である。しかし、ここでは頭弁が笏に入れて関白とともに高御座に渡っていたことになる。そして、関白が頭弁より笏を取り、天皇に伝え献じ、その後、関白は天皇後方の良の方向に侍る。そして、天皇は笏を端し南面し、宸儀初見を迎える。また、還御の際は、関白が高御座の御帳下に参り、笏を天皇から返される、というものである。

このように、本来礼服とセットで考えられていた笏は、高御座に渡り御座した後に関白や摂政から渡され、宸儀初見を終え、還御の時に天皇から受け取られていた。中世では笏を初めから持たず、恐らく印を結んでから受け取るのが常態となっていたと考えられる<sup>⑤</sup>。その原初は、後三条天皇即位の際であっても、あまりにも年端のいかない幼帝の場合、印明を結ぶことが不可能であったりして、一概には、印明の実修が伴っての変化とは結びつけられない。しかし、九条道家がこの笏の作法に対し、疑問も挟まず日記に記している限り、慣例化していたと判断して良いと考えられる。桜井好朗氏がかつて、「それにしても新帝は笏も持たず印も結ばずに高御座に上ったのであろうか」と、後三条天皇による即位印明の実修を否定する意見に疑問を投げかけられたように、笏の変化は、即位灌頂と深く繋がっていたと考えられる。また、後三条天皇以降、即位の場が大極殿から太政官庁に移ったという点も見逃してはならないと思われる。

以上、即位儀礼における天皇の笏と即位灌頂の問題を分析したのは、この問題が袞冕十二章の礼服と関わっていたことを指摘しておきたかっ

たからである。

江戸時代になってから袞冕十二章の礼服で即位灌頂を行う仕草について議論されたのは、恐らく、印を結び袞冕十二章を着用している天皇の姿をトータルに捉える視点が、その時代まで問われなかったためではないだろうか。

この点に関して、網野善彦氏によって「異形の王権」と称された清浄光寺所蔵「後醍醐天皇像」に触れておきたい。この後醍醐天皇像は、冕冠をかぶり右手に五鈷杵、左手に金剛鈴を持ち、袈裟を着用し、直衣の左右の肩には金泥で日月が、全体には雲竜模様が描かれているものである。その作者は後醍醐天皇の護持僧であった文観であるといわれている。

この紋章について、黒田日出男氏は「袞冕十二章に近いものを描いているとしてよからう」とされ、冠や衣服から像主が天子たる後醍醐天皇であることを強調していると指摘されている<sup>⑥</sup>。そして、肖像画に描かれたモチーフから、後醍醐天皇を天子・金剛薩埵・天照大神として表そうとした、とされる。

しかし、この後醍醐天皇像の紋章は、袞冕十二章の日・月・龍のデザインを借りたものであっても、金泥で描かれている点や雲龍の形など、正確な袞冕十二章の紋章のデザインとは異なっている。従って、天子を強調しようとしたにもかかわらず、何故袞冕十二章を描かなかったのか、という疑問が残る。むしろ、天皇が袞冕十二章を着用して即位灌頂を行うイメージを避け、このうち日・月・龍の三章に限定させ、仏尊としての特異性を押し出したと考えた方がよいのではないか。

また、黒田氏は、後醍醐天皇のポーズと同様の姿をとっている金剛薩埵は、短冊名の紙に記された三社(三神)名のひとつ「天照皇大神」(大日如来と合体)と後醍醐天皇(金剛薩埵と合体)とがダブルイメージと

なっている点を指摘されている。しかし、このイメージと同様の構想は同時期かそれ以前の「中世神話」にも既に存在していた。「中世神話」の中では、金剛薩埵と天照大神が、同格の神仏であると解釈されている。すなわち、なかなか開かれることのない天照大神が隠れた「天岩戸」と、金剛薩埵が定観していた「南天鉄塔」の場面が重ねられているのである。この説は、寺家即位法にも引き継がれており、「東寺即位法」には、三印二明として、智拳印、四海領掌印とともに、金剛薩埵印と明が登場している。この点については、前稿で説明した<sup>⑤</sup>。

従って、前出の後醍醐天皇肖像画のみでも、後醍醐天皇と金剛薩埵を介した天照大神との同体説は成立する。しかし、袞冕十二章に近い三章の紋章が描かれた衣服を着用したこの後醍醐天皇の肖像画こそは、王権の隠喩にあたる尊格のダブルイメージを手早く採り入れた、当時、最新の中世神話に彩られた王権像であったといえる。

また、袞冕十二章のモチーフを真似た日・月・龍の三章が描かれた「後醍醐天皇像」の存在は、中世王権の象徴として袞冕十二章が存在していたことを裏付けているといえよう。幕末最後の孝明天皇の代で袞冕十二章の生命は終わったが、袞冕十二章のモチーフは中世王権の深層に関わるものであったといえる。

### おわりに

以上、即位の儀の当日に天皇が着用する礼服、特に袞冕十二章を通じ、中世王権と儀礼との関係を考察してきた。

第一章で論じたように、袞冕十二章は、唐の皇帝の祭服を日本の天皇が模倣したものである。しかし、衣裳に繡された袞冕十二章の紋章の数によって身分の上下関係を決めていた唐の身分秩序までは模倣せず、日

本では天皇が袞冕十二章の着用権を独占していた。そして、即位儀礼に先立ち、「礼服御覧」という行事が成立した。第二章で論じたように、「礼服御覧」は、本来、袞冕十二章などの礼服を検分するために行われたが、儀礼としての「礼服御覧」が成立してからは、次第に即した形式的な「御覧」が行われ、その後、天皇の意志として「内々」に礼服の「御覧」が行われるようになった。これは、自由に礼服を検分したり観察したりする「内々」の「礼服御覧」であったのである。

「礼服」の「御覧」が始まった当初、この「御覧」は、即位儀礼の準備のために始められた行為であり、その限りでは儀礼として機能していたわけではない。それが、儀礼として成立してからは、即位儀礼のための儀礼であるにもかかわらず、「御覧」の形式と「内々」の実際的な「御覧」とが区別されるようになったのである。これは、即位儀礼が行われるにあたって、天皇が着用する礼服だけでなく「礼服御覧」という形式的な儀礼も必要とされたことを意味する。

礼服の検分は、実際的な検分だけではなく、袞冕十二章の紋章の観察も兼ねて行われた。この、「内々」とわざわざ断って行われた袞冕十二章の実際的な「御覧」は、一部の公卿だけが参加していたことから、ますます貴重な機会と認識され、袞冕十二章の存在は、更に特権化されていった。また、幼帝に代わって摂政が「礼服御覧」を行った場合、「内々」の「御覧」は行われなかったことから、「礼服御覧」における「内々」の「御覧」は、即位する天皇が握っていた特権であった。

「礼服御覧」の例にみられるように、儀礼によって構築される中世王権の本質とは、即位当日の儀礼行為に全てが包有されているのではなく、儀礼を開催するために行われる行為の蓄積とその構造的な変化に表れていると考えられる。また、袞冕十二章は、唐に紋章のモチーフの源流を持つため、日本における神話的、宗教的な要素がもとともないものであ



つても、儀礼を媒介することにより特権化され、王権を象徴する紋章として成立していったと考えられる。

また、本稿では、王権との関係を論じるために、天皇の記録による「礼服御覧」にこだわった。「礼服御覧」と王権との関係を構造的に捉えても、当事者である天皇や院がこれらの儀礼に対し、どのようなスタンスで臨んでいるのかを見極めたかったからである。

特に、礼服を「御覧」した天皇や院が、礼服を目の前にしながら、代々の天皇が即位儀礼で着用した礼服である旨や、かつて自分が着用した礼服であったことを日記に書いていた。自分が今度着用する礼服であること、自分が前に着用した礼服である、という天皇であるが故の経験による視点から日記を書いているという点で、他の公卿が同じ内容を日記に書き記す意味とは異なる。天皇や院にとって、「礼服御覧」は、王統の認識を再確認する場にもなっていた。そして、王権側が即位前や退位後に礼服を「御覧」する行為によって、礼服は、ますます王権に特権化され、特別な意味を持つものとして成立していったと考えられる。

以上、本稿で論じてきたのは、即位儀礼に際して行われた「礼服御覧」と王権との関係である。しかし、中世王権の本質は、即位灌頂に表れているように宗教儀礼と密接に関わっている。従って、袞冕十二章が中世神話とどのように関わり合っていたのかについては、別稿を期したい。

## 注

- ① この点については、松本郁代「中世の即位灌頂と「天皇」」(『立命館文学』五八五、二〇〇四)で論じた。
- ② この点は、上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」(『天皇代替わり儀式の歴史の展開』柏書房、一九八九)参照。
- ③ この点は、末松剛「即位式における摂関と母後の登壇」(『日本史研究』四七七、一九九九)参照。

- ④ 米田雄介「礼服御冠残欠について」、「袞冕十二章と礼履」(『正倉院宝物の歴史と保存』吉川弘文館、一九九八)参照。
- ⑤ 武田佐知子「古代国家の形成と衣服制」(吉川弘文館、一九八四)。
- ⑥ 『土右記』長元九年七月四日条。
- ⑦ 石母田正「国家成立における国際的契機」(『日本の古代国家』岩波書店、一九七二)。
- ⑧ 武田佐知子「日本古代国家の形成過程と身分標識」(前掲注⑤書、一九八四)参照。
- ⑨ 『神道大系』朝儀祭祀編一、所収。
- ⑩ 杉本正年「唐代の冠服制度」(『東洋服装史論攷』文化出版局、一九八四)参照。
- ⑪ 『唐書』卷一九〇上、列傳第一四十一上、文苑上には、これらの祭服の紋章について次のように説明してある。「又制鷩冕以祭先公也、鷩者、雉也、有耿介之志、表公有賢才、能守耿介之節也、又制鷩冕以祭四望也、四望者、岳瀆之神也、武雉者、山林所生、明其象也、制絺冕以祭社稷也」と。また、『唐書』文苑には、これらの祭服の紋章の意味について次のように説明してある。「社稷者、土穀之神也、粉米由之而成、象其功也、又制玄冕以祭群小祀也、百神異形、難可遍擬、但取黻之相背、昭異名也、夫以周公之多才也、故治定制礼、功成作樂、夫以孔宣之將聖也、故行夏之時、服周之冕、先王之法服、乃此之自出矣、天下之能事、又於是乎畢矣」。
- ⑫ 杉本正年「唐代の冠服制度」(前掲書、一三四頁、II—1表「唐・武徳令にみえる群臣の祭服」(『新唐書』車服志)には、品階に相応する服名、衣服・装飾などの詳細が一覧になっている。
- ⑬ この辺の事情は、沈從文「隋の文帝と2人の侍臣」(『中国古代の服飾研究増補版』京都書院、二二五頁、一九九五)参照。
- ⑭ 『隋書』十二、礼儀志七。
- ⑮ 『唐書』車服志によると皇太子の袞冕は、日・月・星辰の紋章を外した「九章」である。
- ⑯ 例えば村井章介「易姓革命の思想と天皇制」(『講座前近代の天皇』第五巻、青木書店、一九九五)三章。

- ①7 『続日本紀』天平四年正月朔日条。
- ①8 楊永良氏によると『儀式』に記載されている天皇即位儀は、唐の儀礼では即位後におこなわれる朝賀式にあたるものであったと指摘されている。「天皇即位儀」と朝賀儀（『明治大学大学院紀要』二二、一九八三）。
- ①9 藤森健太郎「平安期の即位儀礼の論理と特質」（『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇）参照。
- ②0 米田雄介「礼服御冠残欠について」、「袞冕十二章と礼履」（『正倉院宝物の歴史と保存』吉川弘文館、一九九八）所収。
- ②1 『御堂関白記』、『小右記』、『権記』同日条。
- ②2 米田雄介「礼服御冠残欠について」（『正倉院宝物の歴史と保存』吉川弘文館、一九九八、三五頁）。
- ②3 『土右記』長元元年七月四日条。本文は、「長元礼服御覧」（内閣文庫所蔵）でも確認した。
- ②4 『殿暦』、『中右記』嘉承二年十月二十二日条。
- ②5 『神道大系』朝儀祭祀編五、所収。
- ②6 『伏見天皇宸記』正応元年二月二十一日条。
- ②7 『公衡公記』弘安十一年二月二十一日条。
- ②8 『勘仲記』正応元年二月廿一日条。「於鬼間内々又有観覧」とあり、「委御覧」したとある。当時、龜山天皇は十歳であった。龜山天皇より前代で「礼服御覧」に参加した天皇は、後嵯峨・順徳・二条・後白河（『山槐記』・白河）後朱雀（順序は逆行）となるが、後朱雀天皇は行っておらず、後は記録がないため不明である。嘉承二年（一一〇七）十月二十日、摂政藤原忠実が直廬で行った鳥羽天皇の「礼服御覧」の時は、行われていない（『中右記』）。
- ②9 『公衡公記』同日条、史料纂集本には、本文ではなく、頭注3として別記（一三二頁）されている。
- ③0 『公衡公記』弘安十一年三月十六日条。
- ③1 米山雄介「礼服御冠残欠について」（前掲書、三九頁）。
- ③2 宮内庁書陵部所蔵。
- ③3 『京都御所東山御文庫記録』丙廿三所収「貞享度礼服御覧次第」。
- ③4 次第における、礼服と人の動きは、天皇と摂政が行う場合と同様であったが、先節に挙げた『公衡公記』には、「内々相語云、礼服御覧、為直廬儀之時諸卿東帯、為御前儀時多者直衣也、然而先例又東帯人多之」（弘安十一年二月日条）という一文があり、昼御座と直廬で行う場合で諸卿の装束が異なっていたとある。よって、同じ次第であっても、主催者や行う場が異なったのは勿論のこと、出席者の装束などにばらつきがあったことがわかる。
- ③5 橋本政宣「禁中并公家中諸法度の性格」（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二、五六三頁）所引、明治大学刑事事博物館本「禁中并公家中諸法度」より。
- ③6 但し、踐祚後、即位儀礼が延引された後土御門天皇の場合、先に補修が行われている。『山科家礼記』寛正六年十二月十四日条には、「礼服御覧」を行った記事が記されているが、「東帯・直衣、先規御礼服ハタイタイノ御倉ニヲカレ、寮官弁少納言罷向御倉、ヒラキエラミ持参之由候也、今度者先当年六月比より被出候、皆御修理ヲクワヘ進候也」とある。
- ③7 『京都御所東山御文庫記録』丙十六所収。
- ③8 増補史料大成『歴代宸記』所収。
- ③9 増補史料大成『歴代宸記』所収。
- ④0 橋本政宣「翻刻「靈元院宸記」」（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二、七四七頁）。
- ④1 橋本政宣「即位灌頂と二条家」（前掲注④書、二〇〇二、七三三頁）。
- ④2 この部分は、「裏書」の内容が、表の文章の行間に書かれているものである。
- ④3 『神道大系』朝儀祭祀編三、所収。
- ④4 『お湯殿の上の日記』天文五年二月廿六日条。（『続群書類従』補遺三）所収。
- ④5 橋本政宣氏「即位灌頂と二条家」（前掲注④書、七〇六頁）三章。
- ④6 「後三条天皇御即位記」（『群書類従』七）所収。
- ④7 以上の史料は、「二条院御即位記」「六条院御即位記」「順徳院御即位記」（以上『続群書類従』十下、所収）。
- ④8 「安徳天皇御即位記」（『続群書類従』十下）所収。
- ④9 元暦元年（一一八四）後鳥羽天皇（三歳）、仁安三年（一一六八）高倉天

皇（七歳）、貞永元年（二二三二）四条天皇（二歳）の即位の記事には笏について触れられていない（後鳥羽院御即位記」「高倉院御即位記」「四条院御即位記」ともに『続群書類従』十下所収）。なお、『岡屋関白日記』貞永元年十二月二日条には、四条天皇の即位儀礼に関する詳細な記事があり、礼服の一覧と「着用次第」も記されているが、一覧には「牙笏笏紙用治曆四年、但新写」とあるが、着用次第に牙笏は登場していない。そして、高御座に天皇が即位した際の記述にも笏について記されていない。

⑤0 『園太暦』貞和五年十二月二十五日条「貞和御即位記」には、「御笏藏人伝頭弁、頭弁伝関白進上主上事」とあり、「藏人範康持御笏、於高御座許伝仲房朝臣、々々々々進関白、々々進被猷主上云々」とあり、定着している。

⑤1 桜井好朗「東寺即位法の三印二明について」（『儀礼国家の解体』吉川弘文館、一九九五、二四八頁の注（2）、二二三・二二三頁）参照。

⑤2 黒田日出男「肖像画としての後醍醐天皇」（『王の身体王の肖像』平凡社、一九九三）。

⑤3 『塵滴問答』（『続群書類従』三三上）所収。

⑤4 松本郁代「中世の即位灌頂と「天皇」——真言方即位法における即位印明の構想——」（前掲注①論文）参照。なお、高橋慎一朗氏より、「真言方」という呼称について、「方」とはある対抗関係を前提として示す呼称であり、呼称としてそぐわないのではないかとこの点をご指摘いただいた。稿者もこの御意見に従い、以後、東密系の即位法などと呼称したい。

付記一、本稿は二〇〇四年六月二十八日佛教大学大学院ゼミで報告した「星と王権——冕服の北斗七星を中心に——」の一部を成稿したものである。当日貴重なご意見を賜った斎藤英喜先生、善裕昭先生、松田淳一氏、平野将則氏をはじめ諸氏に心より感謝し申し上げます。また、資料収集に際しては有馬伸氏、佐野方郁氏に御協力いただいた。記して謝意を表したい。

付記二、本稿は二〇〇四年度文部科学省科学研究費（特別研究員奨励費）の研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）